福津市教育振興計画

【案】

令和８年１０月現在

福津市教育委員会

目　次

第 1 章　計画策定にあたって……1

1　教育大綱と教育振興計画の位置づけ……1

2　計画策定の趣旨……2

3　計画の期間及び進行管理……2

4　国・県の動向……2

（1）こども基本法……2

（2）国の第４期教育振興基本計画……3

（3）次期学習指導要領（最終答申）……3

（4）福岡県の関連計画……4

第 2 章　福津市の教育を取り巻く現状……5

1　市の概要……5

2　小中学校の状況……5

3　福津市教育大綱……6

（1）ワークショップの開催経過……6

（2）福津市教育大綱……7

第 3 章　基本構想……8

1　基本目標……8

2　重点施策……9

（1）ふるさとを愛し、大切にする学びの推進……9

（2）探究し、未来を切り拓く学びの推進……9

（3）誰一人取り残さない学びの環境づくり……9

（4）大人も子どもも共に学ぶまちづくり……9

3　施策推進の考え方……10

（1）四つの重点施策 ―目標達成のためのカリキュラム・マネジメント……10

（2）四つの重点を貫く考え方 ―子どもの参画……10

（３）基盤 ―学校・地域・家庭の協働体制 10
（４）三つの転換 ―共有する考え方 12
（５）重点施策と施策項目の考え方 12
第 ４ 章　施策項目 15
１　ふるさとを愛し、大切にする学びの推進 15
２　探究し、未来を切り拓く学びの推進 17
３　誰一人取り残さない学びの環境づくり 19
４　大人も子どもも共に学ぶまちづくり 21
５　施策体系（重点施策・施策項目一覧） 23
第 ５ 章　資料 25
１　教育懇話会の概要 25
２　教育懇話会への諮問及び答申 26
（１）諮問文 26
（２）答申文 27

第１章　計画策定にあたって

１　教育大綱と教育振興計画の位置づけ

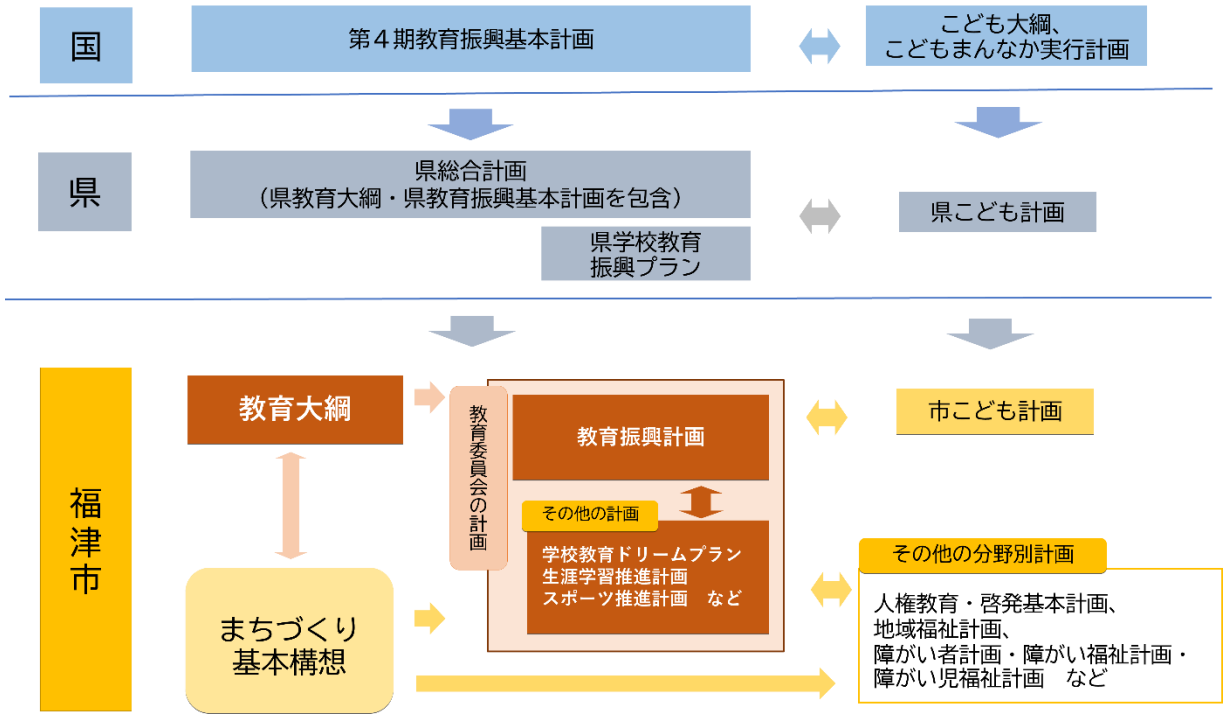
市の教育に関する指針・計画について、市長は、「地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３により、義務づけされています。

本市では、平成３０年（２０１８年）４月に「福津市教育大綱」を策定した後、令和８年（２０２６年）３月に、市民との対話を取り入れて「みんなで創る『福津市教育大綱』－共創(きょうそう)・共育(きょういく)・郷生(きょうせい)－」として全面改定を行いました。

また、市には、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を策定することが、教育基本法第１７条第２項により、努力義務として課されています。

本市では、教育の振興のための施策に関する基本的な計画としての位置づけのもと、平成３１年（２０１９年）３月に策定した「第２期福津市教育総合計画」の実施期間が令和８年度までとなっているため、新たな教育大綱を踏まえた次期「教育振興計画」を策定しました。

国・県・市の関連計画



2　計画策定の趣旨

「第２期福津市教育総合計画」では、基本目標「あたたかな未来を創る 福津の教育 ～人・自然・文化がつながる 人づくり・まちづくり～」や、「行きたい学校・帰りたい家庭・住みたい地域」というコミュニティ・スクールの基本理念のもと、この学校で学べてよかったと思える学校づくり、家族の絆を大切に思い、愛情あふれる家庭づくり、子どもたちの夢を叶える地域づくりを目指す「１９の施策項目」を推進してきました。

新たな「教育振興計画」は、その後継計画として、国の「第４期教育振興基本計画」等の最新の状況を踏まえながら、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定したものです。

本計画は、「福津市教育大綱」が示す理念及び四つの重点施策を踏まえ、その実現に向けた基本方針・施策項目・具体的な取組の体系を示す計画として策定します。

3　計画の期間及び進行管理

計画期間は、令和９年度（２０２７年度）から令和１２年度（２０３０年度）までの４年間とします。

また、計画期間中においても、時代の変化や本市の課題等に応じて必要があれば、随時見直しを行います。

本計画に基づいて市教育委員会が実施する事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により、毎年度の点検・評価による進行管理を行います。

なお、点検・評価報告書については、市公式ホームページを通じて公表します。

4　国・県の動向

（１）こども基本法

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和５年（２０２３年）４月に施行されました。

同法では、こどもに関する幅広い取組等を「こども施策」として位置づけ、これらの施策を行うに当たって、大切にしなければならない六つの基本理念を規定しています。

また、地方公共団体には、国の定める「こども大綱」を勘案して、「こども計画」を策定することが努力義務として課されています。

本市においても「第１期福津市こども計画（令和７年度～令和１１年度）」を策定し、こどもがもっている力を最大限に尊重し、こどもの権利を守ることを基本に、市民と共働で進めてきたこども施策を一層強化・発展させることとしています。

（２）国の第４期教育振興基本計画

国の「第４期教育振興基本計画」（令和５年度～令和９年度）では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差した『ウェルビーイング（Well-being)』の向上」を総括的な基本方針に掲げられています。

「ウェルビーイング」とは、「経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めた幸福や生きがい」のことで、将来の予測が困難な時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっており、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであると位置づけています。

また、この計画では、家庭や地域を「子供の可能性を引き出す協働者」として位置づけ、学校が中核的な学びの場を提供しつつ、家庭生活や地域のつながりと融合し、多様な学びを進めていくことを目指しています。

さらに、この計画では、「誰一人取り残されない」「すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現」といった表現のもと、多様な教育ニーズへの対応や社会的包摂も重要なテーマとなっています。

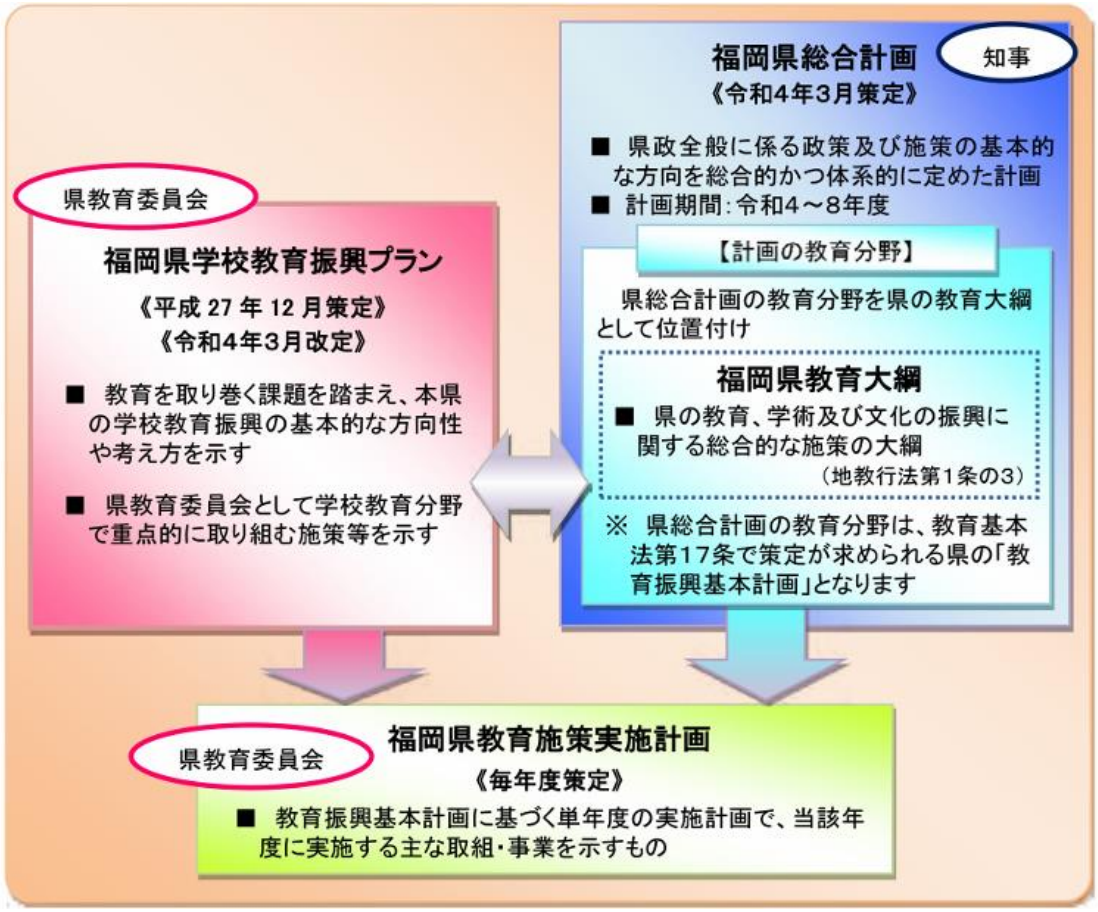
（３）次期学習指導要領（最終答申）

本計画は、福津市独自の土台に加えて、国が示す教育の方向性も踏まえて策定します。次期学習指導要領に向けた文部科学省の審議まとめ（令和８年１０月５日公表）では、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保という三つの方向性が示され、探究的な学びの充実（総合的な探究の時間への名称統一、テーマ探究とマイ探究の組み合わせ）、情報活用能力の抜本的な向上（小学校「情報の領域」、中学校「情報・技術科」の新設）、「学びに向かう力」を個人内評価として捉え直す学習評価の見直し、学校の裁量による柔軟な教育課程編成（調整授業時数制度）などが盛り込まれています。これらは福津市がこれまで大切にしてきた考え方とも重なるものであり、本計画の重要な羅針盤の一つとして位置づけます。

（４）福岡県の関連計画

福岡県では、県政の基本となる総合計画の教育分野を「教育大綱」及び「教育振興基本計画」に位置づけ、県教育委員会が策定する「福岡県学校教育振興プラン」や「福岡県教育施策実施計画」と整合を図りながら、施策を進めています。

現行の福岡県総合計画では、「教育の充実」、「スポーツ立県福岡の実現」、「文化芸術の振興」という一般的な取組事項に加え、「世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する」という柱にも、「次代を担う『人財』の育成」という取組事項を設け、国際的な視野をもって、地域で活躍する「ふくおか未来人財」の育成を目指しています。



第２章　福津市の教育を取り巻く現状

１　市の概要

福津市は、玄海灘の風光明媚な海岸が広がる面積５２．７６ｋ㎡、人口６９，６３９人（令和８年４月末現在）の都市です。旧福間町と旧津屋崎町が平成１７年１月２４日に合併して誕生しました。

ＪＲ鹿児島本線や国道３号で福岡市や北九州市と結ばれ、通勤・通学の利便性を背景に公的機関や民間の大規模住宅団地が面で広がって、里山や田園風景と調和する住宅都市として発展してきました。

一方で、古代から、内外との海上交通の拠点として栄え、世界遺産「『神宿る島』 宗像・沖ノ島と関連遺産群」の１つである新原・奴山古墳群や、多くの参拝者が訪れる宮地嶽神社など歴史遺産に恵まれた地域でもあります。

教育関連施設は、市立小学校が７校（令和９年度に宮司小学校を新設し８校となる）、市立中学校が３校、県立高等学校が２校、幼稚園・保育園・認定こども園合わせて１９園（神興幼稚園、大和保育所以外は私立）があるほか、福津市立図書館、福津市複合文化センター（文化会館、図書・歴史資料館）、福津市中央公民館などの社会教育施設があります。

２　小中学校の状況

本市の令和８年５月１日現在の児童数は５，０００人、生徒数は２，３２７人で、８年前と比較して、児童数は１，０２５人、生徒数も７５５人増加しており、特に、福間小学校、福間南小学校、津屋崎小学校、福間中学校で大幅に増加しています。こうした児童・生徒数の増加による過密化の緩和に向けた対策の一つとして、令和９年４月から宮司小学校を新設・開校することとしています。

【学校別の児童・生徒数（学校基本調査）】

	平成 30 年（2018 年）	令和８年（2026 年）	増減数
神興小学校	245	274	29
上西郷小学校	134	131	▲3
福間小学校	869	1,479	610
神興東小学校	526	441	▲85
福間南小学校	1,269	1,490	221
津屋崎小学校	849	1,093	244
勝浦小学校	83	92	9
小学校合計	3,975	5,000	1,025
福間中学校	702	1,380	678
福間東中学校	494	411	▲83
津屋崎中学校	376	536	160
中学校合計	1,572	2,327	755

【宮司小学校の整備イメージ】



3　福津市教育大綱

（1）ワークショップの開催経過

教育大綱や教育振興計画を市民との対話を取り入れて策定・推進していくため、令和７年度に「新しい教育プラン策定のためのワークショップ」を開催しました。

ワークショップでは、４～５人のグループごとに、子どもも大人も一つのテーブルを囲み、福津の学びについて対話を進めました。



	日時	参加者数	内容
第１回	令和７年 12 月 20 日（土） 市役所大ホール	45 名 （中学生６名、 高校生２名、 教職員 18 名、 地域住民 19 名）	◇講話（福岡教育大学教授 伊藤克治 先生） 『福津市の教育の成果と今後に期待すること』 ◇グループワーク 「『未来の福津の創り手』ってどんな人？」 「『未来の福津を創る子どもを育てよう』に対する『問い』を考えよう」
第２回	令和８年 １月 31 日（土） ふくとぴあ 健康プラザ	39 名 （中学生５名、 高校生１名、 教職員８名、 地域住民 25 名）	◇グループワーク 「気になる『問い』とその理由」 「『問い』を解決するために～子ども・教師・家庭・地域のみんなで知恵を出し合おう～」
第３回	令和８年 ３月 20 日 （金・祝） 市役所大ホール	34 名 （中学生１名、 高校生１名、 教職員７名、 地域住民 25 名）	◇グループワーク 「大人のどんな姿を見たい？ 見せたい？」 「みんなのアイデアを福津でするために」

（2）福津市教育大綱

基　本　理　念

誰もが『未来の創り手』として育つまち

正解が一つでない課題に「学び」を通じて向き合う力を育む。地域を知り・好きになり・よくするために動く子どもを育て、大人が「総がかり」で関わり、共創・共育・郷生の文化を形成する。

三つの基本目標

共創　共に創る

立場・世代・専門の異なる人が対話と共働で新しい価値を生み出す。子どもが自ら問いを立て、地域と「納得解」を導く探究的な学び。

共育　共に育ち、育てる

家庭・学校・地域がゆるやかにつながり支え合う。「行きたい学校・帰りたい家庭・住み続けたい地域」を共に築く。

郷生　郷に生きる

ふるさとの自然・歴史・文化に学び暮らしに生かす「学びの循環」。誰もが自分らしく幸せに生きるウェルビーイングを実現。

大切にしたい四つの『つながり』

- **自分**とのつながり
- **人**とのつながり
- **情報**とのつながり
- **地域**とのつながり

四つの重点施策

1. ふるさとを愛し、大切にする学び
2. 探究し、未来を切り拓く学び
3. 誰一人取り残さない学びの環境づくり
4. 大人も子どもも共に学ぶまちづくり

■市民ワークショップのキーフレーズ：　愛着・探究・環境・共育 － 子ども・大人が同じテーブルで対話し、五感で学び、主体性を応援し、誰もが自分らしくいられる居場所と全世代で学ぶコミュニティを望む声が集まった。

第3章　基本構想

1　基本目標

福津市には、豊かな自然や歴史・文化、産業、人々の知恵やつながりなど、多様な「宝」があります。これらの地域資源を学校・家庭・地域の学びの中で生かし、市民一人ひとりが学び続け、そこで得たものを地域に還元しながら、未来の福津市を共に創っていくことを目指します。本計画では、基本目標を「みんなで未来を創る　福津の学び　～共創・共育・郷生～」と定めます。

基本目標

みんなで未来を創る　福津の学び

～共創（きょうそう）・共育（きょういく）・郷生（きょうせい）～

「みんなで未来を創る　福津の学び」とは、子どもから大人まで、市民一人ひとりが主体的に学び、その学びを人や地域とのつながりの中で深め、次の世代へと引き継ぎながら、誰もが未来の創り手として活躍することを目指すものです。地域で育まれてきた多様な「宝」を学びに生かし、その学びを地域の発展へとつなげることで、地域への誇りや愛着を育み、持続可能なまちづくりの好循環を生み出していきます。

この基本目標は、次の三つの視点によって支えられます。

・立場や分野の異なる人たちが、対話や共働を通して、これまでになかった新しい価値や解決策を一緒に創り出す「共創」。
・学校（園）・家庭・地域のそれぞれが、その役割と責任を分かち合いながら、共に育ち、育てる「共育」。
・「『郷』（ふるさと）のよさ」を学びに生かし、学びを「郷」（ふるさと）の暮らしに生かし、「郷」（ふるさと）そのものも生きる「郷生」。

これらの「共創・共育・郷生」を基盤として、地域を知り、地域を好きになり、自ら地域の未来を考えて行動できる子どもを育むとともに、地域の大人も「総がかり」で学びに関わり、世代を超えて学び合う文化を育んでいきます。そして、一人ひとりが心身ともに豊かなウェルビーイングを実感しながら、「未来の創り手」の育成を目指します。

2　重点施策

基本目標を目指し、以下の四つの重点施策を推進します。

（1）ふるさとを愛し、大切にする学びの推進

福津がもつ豊かな自然や歴史、文化、そしてそこで働く人々の情熱などに直接触れる体験を通じて、知識としての学習を超えた「郷土への深い愛着」を育み、自分たちの足元にある価値を知り、このまちで学ぶことの意味を自分ごととしてとらえ、将来、どこにいても、福津の未来、そして社会の未来を共に創り出せる力を養っていきます。

（2）探究し、未来を切り拓く学びの推進

時代の変革の中で、未来を担う子どもたちが自らの人生を主体的に「舵取り」できるよう、学校（園）、家庭、地域が「共働」して、生きて働く確かな「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」を一体的に深めていく学びを進めます。

（3）誰一人取り残さない学びの環境づくり

子どもたちが「自分らしく幸せに」生きるために、福津のあらゆる資源を学びや体験の場として活用しながら、「長所・強み」に着目した一人ひとりに最適な学びにより可能性を引き出し、誰もが安心していられる「居場所」と、自分らしく力を発揮できる「出番」があることを目指し、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやる教育・支援を推進します。

（4）大人も子どもも共に学ぶまちづくり

大人も子どもも積極的に学び、人のつながりや学びのノウハウが活力ある地域づくりに生かされるよう、市民自身が講座の企画運営を行う「郷育（ごういく）カレッジ」、地域の課題解決や個性的で魅力ある校区にする「郷（さと）づくり活動」（地域自治活動）、「コミュニティ・スクール」など、地域での学びの活動の継承・発展を図ります。また、本市で育った子どもが、中学校卒業後、高校生になっても福津市の様々な活動に関わり、後輩である小中学生を支える姿を大切にし、１８歳までを見通した学びへの関わりを育みます。

3　施策推進の考え方

本計画は、第１章に掲げる教育大綱の理念（目指す姿：誰もが「未来の創り手」として育つまち／共創・共育・郷生）を実現するため、「何のために」「誰が」「何を」行うのかを、次の５つの考え方に沿って整理し、具体の施策に展開します。

（１）四つの重点施策 ―目標達成のためのカリキュラム・マネジメント

「ふるさとを愛し、大切にする学び」「探究し、未来を切り拓く学び」「誰一人取り残さない学びの環境づくり」「大人も子どもも共に学ぶまちづくり」の四つの重点施策は、それぞれ独立した取組ではなく、学校（園）・家庭・地域が連携して基本目標の達成を目指す一体的な施策体系です。

各学校は、これを基盤に、地域や子どもの実態に応じたカリキュラム・マネジメントを行います。その際、次期学習指導要領が示す「Ⅰねらいの明確化→Ⅱ編成・実施・調整→Ⅲ評価・改善」の３ステップを踏まえ、子どもの育ちを見取りながら柔軟に計画を運用します。これは、学校が授業時数を柔軟に調整する「調整授業時数制度」の運用にも直結します。

（２）四つの重点を貫く考え方 ―子どもの参画

四つの重点施策すべてを貫く軸として「子どもの参画」を位置づけます。子どもを学びを与えられるだけの存在とせず、自分たちのこと・自分たちのまちのことを「自分たちで決める」当事者として、学級や地域の様々な場面に関わってもらいます。

こうした経験を通じて、「自分たちならできる」という自己効力感と、他者との関わりの中で自分の良さや役割を実感する自己有用感を育み、学校運営や地域の取組への参画につなげます。

（３）基盤 ―学校・地域・家庭の協働体制

四つの重点施策全体を、学校・地域・家庭の協働体制という基盤が支えます。郷づくり・コミュニティ・スクールなど地域の仕組み、保護者・家庭、教育行政が一体となり、小・中学生はもとより高校生や若者、大人まで含めたまち全体の市民が学びの当事者となることを目指します。

とりわけ重視するのが、教師・保護者・地域の大人自身が学び合い、支え合う「人材育成」です。子どもの資質・能力は、それを支える大人の学び合う姿があってこそ育まれ、「子どもの姿は大人の姿の相似形」とも言われます。教師自身が学び、成長する実感が子どもの学びに強く影響することは国内外の研究でも示されており、次期学習指導要領が示す調整授業時数制度による「余白」も、この学び合いの時間として活用します。なお、その根底には乳幼児期からの愛着形成や人を思いやる気持ちの育ちがあることも踏まえ、子どもとの関わり方を見つめ直す視点も大切にします。

現行の「社会に開かれた教育課程」が示す地域連携にとどまらず、郷育カレッジや地域学校協働活動推進員を窓口に、大学・研究機関・企業・ＮＰＯなど地域を超えた多様な組織と学校をつなぐコーディネートの仕組みを具体化し、つながりを広げ、深めていきます。

本計画が対象とする子どもの考え方

本計画における「子ども」とは、公立の幼稚園・小学校・中学校に通う３歳から１５歳の世代だけを指すものではありません。

一般に、０歳から３歳未満の子育て支援は市の子育て関連部局が、１５歳以降の高校教育等は県教育委員会や私学振興部局が、それぞれ中心となって取り組んでいます。本計画においても、３歳から１５歳までの世代は、市が教育行政として直接的に関わる世代であり、重点的に施策を進めます。

しかし、子どもの育ちは、こうした行政上の区分によって途切れるものではありません。本計画では、０歳から１８歳までのすべての子どもを、福津市の「未来の創り手」として捉え、３歳から１５歳の世代への直接的な取組を核としながらも、乳幼児期の育ちや、高校生・若者世代の学びについても、関係機関と連携しながら必要な施策を考えていく計画として位置づけます。

実際に、本市で育った子どもが中学校を卒業して高校生になっても、福津市のさまざまな活動に関わり、後輩である小中学生と一緒に活動してくれている姿があります。

18 歳までを対象に含めるということは、こうした「卒業後も福津に関わり続ける子ども・若者」の存在を、計画にしっかりと位置づけることでもあり、また、「施策推進の考え方」（３）基盤 ―学校・地域・家庭の協働体制で述べた「小・中学生だけでなく、高校生や若者、そして大人まで含めた全ての市民が学びの当事者となる」という考え方とも一貫するものです。

（４）三つの転換 ―共有する考え方

これらの施策を貫く共通の考え方として、次の三つの転換を掲げます。それぞれについて「誰が」「何を（内容）」「何のために」転換するのかを整理しています。教職員・保護者・地域関係者・子どもが対話を通して学びを深め合う際に大切にする視点であり、これまでの取組を否定するものではなく、社会の変化を踏まえてさらに深めていく方向性を示すものです。

① 教職員や家庭の大人は、一斉指導に加えて、子どもが自ら学びを進める姿を支え、共に歩む視点をより重視します。

② 学級担任や一つの家庭だけで子どもの育ちを抱え込まず、教職員集団や地域が連携し、チームとして支える体制とします。

③ 学校と保護者、学校と地域は、一方が担い一方が受け取る関係にとどまらず、共に学びの場や地域をつくる当事者としての関係とします。

重点施策と基盤は、基盤が支え重点施策が成り立つという一方向の関係ではなく、効力感が循環し互いに育ち合う関係にあります。教職員の「私たちならできる」という手応えが子どもの自己有用感を育み、子どもの育ちが地域への愛着とまちの活力を生み、それが再び教職員や地域の大人を勇気づける――この循環を通じて福津市に根ざしたウェルビーイングの向上を図ることが、本計画を支える「共働」の理念です。

（５）重点施策と施策項目の考え方

四つの重点施策の下に、内容の近い施策項目をまとめる単位として「基本方針」を重点施策ごとに２～４個（全体で１２個）、その下に具体的な取組をまとめる単位として「施策項目」を１９項目設定しています。これにより施策全体の見通しをよくし、学校等の施策実施組織が、それぞれの特色を生かして計画の趣旨に沿った施策を進められるようにします。

各施策項目の進捗は、分野別計画に示す指標と、毎年実施する「福津市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」により把握・公表し、計画全体のＰＤＣＡを回します。次々ページの施策全体構造図は、重点施策と施策項目の関係を整理したものです。

【表記について】本計画では、学校・家庭・地域などが対等な立場で力を合わせて取り組むという基本的な考え方を表す言葉として「共働」を用います（福津市教育大綱の表記に合わせたものです）。一方、「地域学校協働活動」など国の制度で定められた名称や、個人同士の協力を表す一般的な言葉としては、これまでどおり「協働」を用います。

施策項目を評価する分野別計画

分野別計画名	主管課	計画期間
教育委員会の計画		
福津市学校教育ドリームプラン	教育部学校教育課	毎年度策定
福津市生涯学習推進計画	教育部郷育推進課	平成 31 年度～令和 8 年度 （8 年間）
福津市スポーツ推進計画	教育部郷育推進課	平成 31 年度～令和 10 年度 （令和 6 年 12 月中間見直し）
国指定史跡 津屋崎古墳群整備基本計画	教育部文化財課	－ （平成 23 年 3 月策定）
新原・奴山古墳群整備計画	教育部文化財課	令和 4 年度～令和 13 年度 （10 年間）
その他の分野別計画〖関連〗		
福津市こども計画	こども家庭部こども課	令和 7 年度～令和 11 年度 （5 年間）
福津市食育推進計画	こども家庭部子育て世代包括支援課	平成 29 年度～令和 8 年度 （10 年間）
福津市健康ふくつ 21 計画	健康福祉部いきいき健康課	平成 30 年度～令和 11 年度 （12 年間） ※令和 5 年度中間見直し
福津市人権教育・啓発基本計画	市民生活部人権政策課	平成 30 年度～令和 9 年度 （10 年間）
男女共同参画プラン・ふくつ	市民生活部男女共同参画推進室	平成 29 年度～令和 8 年度 （10 年間）
福津市地域福祉計画	健康福祉部福祉課	令和 4 年度～令和 8 年度 （5 年間）
福津市障がい福祉計画 福津市障がい児福祉計画	健康福祉部福祉課	令和 6 年度～令和 8 年度 （3 年間）
福津市障がい者計画	健康福祉部福祉課	令和 3 年度～令和 8 年度 （6 年間）
福津市環境基本計画	経済産業部うみがめ課	平成 29 年度～令和 8 年度 （10 年間）
福津市公共施設等総合管理計画	総務部管財課	令和 5 年度～令和 34 年度 （30 年間）

施策全体構造図

教育目標（教育大綱の理念）

目指す姿：誰もが「未来の創り手」として育つまち／共創・共育・郷生

本計画の位置づけ

本計画は、「福津市教育大綱」が示す理念（誰もが「未来の創り手」として育つまち／共創・共育・郷生）及び四つの重点施策を踏まえ、その実現に向けた基本方針・施策項目・具体的な取組の体系を示す計画です。

重　点①	重　点②	重　点③	重　点④
ふるさとを愛し大切にする学び	探究し未来を切り拓く学び	誰一人取り残さない学びの環境づくり	大人も子どもも共に学ぶまちづくり

重点を貫く考え方「子どもの参画」

子どもが単に学びを与えられる存在ではなく、自分たちのこと・自分たちのまちのことを「自分たちで決める」当事者として、学級や地域での活動などさまざまな場面で学びに関わることを大切にしていきます。

基　盤：学校・地域・家庭の協働体制（教職員・保護者・地域の大人も学び合う）

子どもの豊かな資質・能力は、支える大人自身が学び合う姿があってこそ育まれると考えるため、教師・保護者・地域の大人が学び続けることもこの協働体制の一部とし、郷づくり・コミュニティ・スクール等を通じてまち全体が学びの当事者となることを目指していきます。

次期学習指導要領が示す方向性

「主体的・対話的で深い学び」の実装／多様性の包摂／実現可能性の確保

三つの転換 共有する考え方	① 教え、支え、共に歩む	② チームで支え合う	③ 共に創る当事者になる
何のために	子どもが自ら学びを進める姿を支えるため	子どもの育ちを組織（チーム）で支えるため	共に学ぶ場としての地域をつくるため
誰が	学　校 家　庭 地　域	学級担任→学年チーム 家庭→地域 など	学　校 家　庭 地　域
何を（内容）	教えてさせる立場から教えながら支え共に歩む立場になる	個で抱えるのではなく組織（チーム）で支え合う	一方が担い、一方が受け取る関係から共に創る関係になる

第４章　施策項目

本章では、四つの重点施策について、それぞれの取組を詳しく説明します。

まず「重点施策」は、本計画が目指す大きな柱です（全部で四つ）。次に「基本方針」は、重点施策ごとに内容の近い施策項目をまとめる単位であり、重点施策ごとに２～４個、全体で１２個設定しています。さらに「施策項目」は、基本方針を実現するための１９の柱であり、前計画（第２期福津市教育総合計画）と同じ数に再整理しています。そして、各施策項目には、実際に市が取り組む具体的な取組を位置づけています。つまり「重点施策（大きな目標）→基本方針→施策項目（１９の柱）→具体的な取組」という順に、話が徐々に具体的になっていく構成になっています。

１　ふるさとを愛し、大切にする学びの推進

（１）家庭・地域と連携した学びづくり

（１）-１　家庭・地域と一体となった学びの推進

子どもたちの学びの場は、教室の中だけではありません。家庭と地域が力を合わせ、一体となって子どもたちを育てる土台をつくります。

①家庭とともに育てる家庭教育支援の充実

子育てに悩む家庭を孤立させないよう、相談窓口や学習会などを通じて、家庭の教育力を支えます。あわせて、全ての子育て家庭が見通しをもてるよう、学校や市からの情報発信・情報共有の充実を図ります。

②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校運営協議会制度を導入している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。地域住民が学校運営や教育活動に参画するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、子どもの豊かな学びと地域づくりを進めることを目的に、学校運営協議会の活性化を図ります。

（１）-２　子どもの居場所と地域活動の充実

放課後や部活動など、授業以外の時間も、子どもたちが安心して過ごし、多様な体験を得られる場を地域とともに確保します。

①放課後等における子どもの居場所づくり

放課後や長期休業中も、子どもたちが安心して過ごせる居場所を地域とともに確保します。

②中学校部活動の地域展開の推進

子どもたちの安全や健康、多様な体験の機会を保障するため、部活動を地域のスポーツ・文化団体と連携して運営する体制づくりを進めます。あわせて、少子化や教職員の負担も踏まえながら取り組みます。

（2）ふるさとへの愛着を育む体験と文化の学び

（2）-1 ふるさと・キャリア・環境をつなぐ体験学習の推進

福津の自然・歴史・産業、そしてそこで働く人々に直接触れる体験を通じて、ふるさとへの愛着、将来を切り拓く力、自然を大切にする心を育みます。

①地域資源を生かしたふるさと教育の推進

福津の自然・歴史・産業などを教材として活用し、地域を知り、愛着をもつことができる学習を進めます。さらに、中学校段階では、地域への愛着を土台として、地域社会の課題発見・解決から貢献につながる学習へとつなげます。

②地域人材と連携したキャリア教育の推進

地域で活躍する大人から話を聞いたり、一緒に活動したりする機会を通じて、子どもたちが自分の将来を考えるきっかけをつくります。あわせて、地域や社会の課題に自ら気づき、他者と協働して解決・創造する起業家精神（アントレプレナーシップ）を育むことも大切にします。

③海・山・川とみどりの担い手・創り手を育てる環境・防災教育の推進

福津の海・山・川とみどりを守り、また新たな価値を創り出す体験活動を通じて、ふるさとの自然を大切にする心を育みます。あわせて、気候変動に向き合い、安全に安心して暮らせる地域をつくる視点から、防災教育を一体的に推進します。

（2）-2 歴史文化の継承・深化と文化・芸術の振興

福津に受け継がれてきた歴史や文化を次の世代に手渡し、さらに深めていくことも、ふるさとへの愛着を育む大切な学びです。あわせて、新たにこのまちに加わった人々や子どもたちの新しい発想と結びつき、新たな価値を創造していく視点も大切にします。

①世界遺産をはじめとする文化財の保存と継承

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をはじめとする貴重な文化財を、後世に伝えていきます。

②市史・文化財の公開活用と歴史学習機会の提供

市の歴史資料や文化財を分かりやすく公開し、誰もが福津の歴史に触れられる機会を増やします。

③文化・芸術の創造と文化施設の充実

図書館や複合文化センターなどを活用し、市民が文化・芸術に親しみ、創造性を育む場を充実させます。

（３）学びを支える教育環境の整備

（３）-１　教育環境の整備とＤＸの推進

子どもたちが安心して学べるように、学校施設や仕組みそのものを、これからの時代に合った形に整えていきます。

①幼保小の接続と小中で一貫した教育の推進

幼稚園・保育所から小学校、中学校へと、子どもの育ちが途切れないよう、学びをつなぐ工夫を進めます。

②児童生徒数の増加に対応した安心・安全な教育環境の整備

増加する児童生徒数に対応した、安全でゆとりある学校施設の整備を進めます。

③情報モラル・情報活用能力の育成と教育ＤＸの推進

言語能力と並ぶ学習の基盤として、情報を適切に読み解き、活用する力（情報活用能力）や情報モラルを育みます。そのための手立てとして、一人一台端末などの ICT や生成 AI を活用した「教育 DX」を推進し、子ども一人ひとりに合った学びや、教職員の働き方の効率化を進めます。なお、情報活用能力と並ぶ学習の基盤である言語能力（読解力等）の育成についても、読書活動や各教科等を通じて計画的に進めます。

２　探究し、未来を切り拓く学びの推進

（１）探究的な学びと学びを振り返る評価の充実

（１）-１　９年間を見通した探究的な学びの推進

答えを教わるだけでなく、自分で「なぜ」「どうして」と問いをもち、設定した課題について自ら探究を深める学びを、小中学校９年間を見通して計画的に進めます。

①９年間を見通した指導計画の作成・推進

小中学校９年間を見通した教育課程を編成し、学習内容の系統性と子どもの発達の連続性を重視します。施設一体型の一貫校ではありませんが、行事や地域活動、ブロック単位の交流（学校運営協議会の合同開催等）を通じて、福津市らしい小中学生のつながりを大切にします。

②自分の問いから始まる探究を深める学習の推進

子ども自身の問いを起点に、多様な他者と協働しながら、課題を解決したり新たな価値を創造したりする探究学習を充実させます。

③研究推進委員会における「主体的な学び」の位置づけの強化

校内の研究推進委員会に、探究的な学習の進め方や評価など「主体的な学び」に関する検討を明確に位置づけ、教職員間で継続的に検討・共有する体制を強化します。

④各教科の系統性を踏まえた教育課程編成の推進（小中の円滑な接続を含む）

各教科の特質や内容の系統性を踏まえ、幼児期から小学校・中学校へと学びがつながる教育課程編成を進めます。特に、小学校における外国語活動・外国語科の充実を踏まえた中学校の英語科の授業改善など、教科の特質に応じた系統的な指導体制を整えます。

（1）-2 学びの質向上のための評価の充実

探究の成果は、テストの点数だけでは測れません。子ども自身による振り返りと、多面的な評価によって、学びと成長を支えます。

①子ども自身の自己調整を支える、学びの質向上のための評価の充実

子ども自身が、自己評価や相互評価を通じて自らの学びを振り返り、調整していく過程を大切にします。大人は、その自己調整の力を育むことを支える立場として、個々の成長の過程や意欲を多面的に見取る評価を進めます。評価は教師だけでなく、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、家庭・地域とともに行うものであり、地域の活動の中で大人からかけられる肯定的な言葉や気づきも、子どもの非認知的な成長を支える大切な学びの機会となります。

（2）豊かな心と健やかな体の育成

（2）-1 自他を尊重する豊かな心と生徒指導の充実

自分を大切にする気持ちと、相手を思いやる気持ちの両方を育むことが、豊かな人間関係の土台になります。

①違いを認め合う道徳教育・人権教育の推進

一人ひとりの違いを認め合い、互いを尊重する心を育む道徳教育・人権教育を進めます。

②「発達支持的生徒指導」の推進

問題が起きてから対応するのではなく、日頃から子どもの成長を支える生徒指導を大切にします。

③子どもの権利の尊重と社会参画の促進

子どもの意見を聴き、学校づくりや校則の見直し、地域の活動など、子ども自身が当事者として参加できる機会を広げます。

（2）-2 健やかな体と生活習慣の育成

心の育ちを支える基盤として、丈夫な体と、規則正しい生活習慣を育てます。

①地域環境を生かした体育・身体活動の推進

福津の自然環境を生かし、楽しみながら体を動かす機会を増やします。

②自分の心と体を知り、大切にする学校保健・健康教育の推進

自分の心身の状態に気づき、大切にし、健康的に過ごす力を育む学校保健活動を進めます。

③地産地消による食育の推進

福津の食材を使った給食などを通じて、食への関心と地域への理解を深めます。

3　誰一人取り残さない学びの環境づくり

（1）違いを認め合い、一人ひとりの力を伸ばすインクルーシブな学び

（1）-1　インクルーシブな学びの環境づくり

子ども本人を変えようとするのではなく、周りの環境や関わり方を見直すことで、誰もが学びやすい環境をつくります。

①違いを認め合う「インクルーシブ教育」の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して過ごせる「居場所」と、自分らしく力を発揮できる「出番」のある学びの場を目指し、共に学び合うインクルーシブ教育を推進します。

②「学びの連続性」を確保したきめ細かな特別支援教育の推進

一人ひとりの発達段階や特性に応じて、切れ目のない支援を行います。

③「当たり前」を問い直す社会的障壁の除去と合理的配慮の充実

学びの妨げとなっている社会の側の「当たり前」を見直し、あらかじめ壁を取り除く環境整備（基礎的環境整備）と、一人ひとりの状況に応じた個別の配慮（合理的配慮）の両面から支援を充実させます。

（1）-2　特異な才能のある子どもへの支援

特定の分野に強い興味・関心や才能をもつ子どもが、その力を十分に伸ばせる環境を整えます。

①特定分野に特異な才能のある子どもへの支援の推進

特定の分野に強い興味・関心や才能をもつ子どもが、その力を十分に伸ばせるよう、学校内外の学びの機会や支援体制の充実を検討します。

（2）不登校・いじめへの対応と多様な学びの場の確保

（2）-1　不登校・いじめ対策の推進

日頃からの発達支持的生徒指導を土台としながら、どんな状況にあっても、子どもの学びとつながりを確保し、継続させるための支援を充実させます。

①専門職と連携した、個だけで抱えないきめ細かな教育相談の推進

スクールカウンセラーなど専門職と連携し、担任一人で抱え込まない相談体制を整えます。あわせて、自他の生命を大切にする教育（SOS の出し方に関する教育）を推進します。

②長期欠席・不登校児童生徒の支援の推進

学校に来られない子どもにも、多様な形で学びと関わりを継続できるよう支援します。

③いじめ防止対策の推進

ネット上のいじめを含め、いじめの早期発見・早期対応の体制を強化し、子どもが安心して過ごせる環境を守ります。

（2）-2 多様な学びの場・居場所の確保

教室に戻ることだけを目標とせず、校内の別室や地域の居場所など、子ども一人ひとりに合った多様な学びの場を確保します。

①多様な学びの場・居場所の確保

教室以外にも、校内の別室や地域の居場所など、多様な学びの場を確保します。

（3）多様な背景に応じた教育の保障

（3）-1 多様な背景に応じた教育の保障

国籍、家庭環境、性別などその子を取り巻く状況に関わらず、一人ひとりの背景に応じた学びを保障します。

①日本語のサポートが必要な子どもへの教育支援

日本語を母語としない子どもたちが安心して学べるよう、日本語指導等の支援に加え、文化や価値観の違いを互いに認め合う国際理解教育の視点を踏まえた支援を充実させます。

②「男女共同参画」と「性の多様性」を尊重する教育支援

性別にかかわらず一人ひとりが自分らしくいられるよう、人権教育を進めます。

③教育と福祉の連携による生活困難・要保護家庭への支援

経済的な困難や虐待等の課題を抱える家庭を、早期発見と関係機関との連携により、教育と福祉が一体となって支えます。

（4）切れ目のない就学前からの支援

（4）-1 切れ目のない就学前保育・教育の推進

乳幼児期から就学前までの育ちを切れ目なく支え、家庭、幼稚園、保育園、認定こども園などから小学校へのスムーズな接続を図ります。

①育ちの土台を支える 0～2 歳期の発育・発達支援の充実

乳幼児期の愛着形成を大切にし、保護者への支援も含めて発育・発達を支えます。特に、発達面で支援を要する子どもについては、保育所等・医療機関・福祉機関など関係機関との連携を強化し、就学後も切れ目なく支援が続く体制を整えます。

②3 歳から就学までの幼児教育・発達支援の推進

遊びを通じた学びを大切にしながら、小学校入学への準備を支援します。

③幼保小共働による架け橋期の教育の充実

幼稚園・保育所等と小学校が連携して教育の充実を図るとともに、就学前後の学びと育ちがスムーズにつながるように関係機関との連携による支援の充実を図ります。

4　大人も子どもも共に学ぶまちづくり

（1）生涯にわたる学び・活動の推進

（1）-1 郷育カレッジを核とした生涯学習・読書活動の推進

学びに終わりはありません。市民が自ら学びをつくる郷育カレッジと、身近な図書館を核に、生涯にわたる学びの機会を広げます。

①郷育カレッジを核とした生涯学習活動の活性化

市民が自ら講座を企画・運営する「郷育カレッジ」を中心に、生涯学習の機会を広げます。

②読書活動の推進と図書館サービスの充実

図書館を身近な学びの場として、読書活動や情報サービスを充実させます。

（1）-2 スポーツ活動の活性化

誰もが気軽にスポーツに親しみ、心身ともに健やかに活動できる環境や機会を充実させます。

①スポーツ活動の活性化

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境や機会を充実させます。

（2）教職員が学び続ける環境づくり

（2）-1 教職員の学びと働き方改革の推進

子どもの学びを支える教職員自身が学び続け、健康に、やりがいをもって働けることが欠かせません。

①教師が学び続ける教職員研修の充実と授業改善の推進

教師が自ら問いをもち、探究的に学び続けることを一層推進するとともに、行政はそれを支える役割を担います。基本的な研修は行政主導で実施しつつ、教師の自律的・主体的な学びの姿を大切にします。

②教師が一人で抱えないチームとしての学校づくりの推進

教職員が一人で問題を抱え込まず、チームで支え合う学校づくりを進めます。

③子どもと向き合う時間を生む学校における業務改善の推進

校務の効率化などを通じて、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるようにします。

（３）子ども・市民との共創による教育行政の推進

（３）-１ 共創による教育行政の推進

教育の方針は、行政だけで決めるものではありません。子どもや市民との対話を通じて、共に創っていきます。

①子ども・市民の対話による教育方針の検討

子どもや市民の声を大切にし、対話をもとに教育の方針を検討していきます。

②郷育の輪を広げる教育委員会運営と関係機関・公民連携の強化

教育委員会の運営を市民に開き、関係機関や企業・団体等との連携をさらに広げます。

本計画が目指す「ウェルビーイング」

本計画では「ウェルビーイング」という言葉を、教育がめざす姿の一つとして使っています。

ウェルビーイングとは、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや健康、そして「自分らしく生きているという実感」までを含めた、幸福や生きがいのことです。

福津市の教育は、テストの点数や進学実績といった目に見える成果だけを追い求めるものではありません。子どもも大人も、学びを通じて「自分らしく、幸せに生きている」と実感できること。それこそが、本計画が目指す教育の姿です。

5　施策体系（重点施策・施策項目一覧）

重点施策	基本方針
1　ふるさとを愛し、大切にする学びの推進	（1）家庭・地域と連携した学びづくり
	（2）ふるさとへの愛着を育む体験と文化の学び
	（3）学びを支える教育環境の整備
2　探究し、未来を切り拓く学びの推進	（1）探究的な学びと学びを振り返る評価の充実
	（2）豊かな心と健やかな体の育成
3　誰一人取り残さない学びの環境づくり	（1）違いを認め合い、 一人ひとりの力を伸ばすインクルーシブな学び
	（2）不登校・いじめへの対応と多様な学びの場の確保
	（3）多様な背景に応じた教育の保障
	（4）切れ目のない就学前からの支援
4　大人も子どもも共に学ぶまちづくり	（1）生涯にわたる学び・活動の推進
	（2）教職員が学び続ける環境づくり
	（3）子ども・市民との共創による教育行政の推進

施策項目	施策項目を評価する分野別計画
（1）−1　家庭・地域と一体となった学びの推進	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市こども計画
（1）−2　子どもの居場所と地域活動の充実	福津市学校教育ドリームプラン 福津市スポーツ推進計画 〖関連〗福津市こども計画
（2）−1　ふるさと・キャリア・環境をつなぐ体験学習の推進	福津市生涯学習推進計画 福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市環境基本計画
（2）−2　歴史文化の継承・深化と文化・芸術の振興	国指定史跡 津屋崎古墳群整備基本計画 新原・奴山古墳群整備計画 福津市生涯学習推進計画
（3）−1　教育環境の整備とDXの推進	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市こども計画 〖関連〗福津市公共施設等総合管理計画
（1）−1　9年間を見通した探究的な学びの推進	福津市学校教育ドリームプラン
（1）−2　学びの質向上のための評価の充実	福津市学校教育ドリームプラン
（2）−1　自他を尊重する豊かな心と生徒指導の充実	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市人権教育・啓発基本計画 〖関連〗福津市こども計画
（2）−2　健やかな体と生活習慣の育成	福津市スポーツ推進計画 福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市健康ふくつ21計画 〖関連〗福津市食育推進計画
（1）−1　インクルーシブな学びの環境づくり	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市障がい者計画 〖関連〗福津市障がい福祉計画 〖関連〗福津市障がい児福祉計画
（1）−2　特異な才能のある子どもへの支援	福津市生涯学習推進計画
（2）−1　不登校・いじめ対策の推進	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市こども計画
（2）−2　多様な学びの場・居場所の確保	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市こども計画
（3）−1　多様な背景に応じた教育の保障	福津市生涯学習推進計画 福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗男女共同参画プラン・ふくつ 〖関連〗福津市こども計画 〖関連〗福津市地域福祉計画
（4）−1　切れ目のない就学前保育・教育の推進	福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市こども計画
（1）−1　郷育カレッジを核とした生涯学習・読書活動の推進	福津市生涯学習推進計画
（1）−2　スポーツ活動の活性化	福津市スポーツ推進計画
（2）−1　教職員の学びと働き方改革の推進	福津市学校教育ドリームプラン
（3）−1　共創による教育行政の推進	福津市生涯学習推進計画 福津市学校教育ドリームプラン 〖関連〗福津市こども計画

第５章　資料

１　教育懇話会の概要

教育懇話会委員（敬称略）

令和７（２０２５）年度

会長	伊藤　克治				
副会長	児島　由美	委員	春田　久美子	委員	白土　真二郎
委員	木本　圭子	委員	増井　久美子	委員	安徳　尊博
委員	中山　真一	委員	久壽　真一		

令和８（２０２６）年度

会長	伊藤　克治				
副会長	児島　由美	委員	春田　久美子	委員	吉住　美津子
委員	木本　圭子	委員	増井　久美子	委員	安徳　尊博
委員	中山　真一	委員	久壽　真一		

教育懇話会の経過

令和 ７年度	令和８年 ２月１９日	・福津市教育懇話会について ・新しい教育大綱について
令和 ８年度	５月２１日	◇諮問 ・福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について
	７月２９日	・福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について
	９月２８日	・福津市教育振興計画【案】について
	１０月	◇答申 ・福津市教育振興計画の策定について（答申）（案）
	２月	・策定まとめ（予定）

２　教育懇話会への諮問及び答申

（１）諮問文

８福教総第１１５号
令和８年５月２１日

福津市教育懇話会
　会長　伊藤　克治　様

福津市教育委員会
　教育長　薄　俊哉

福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について（諮問）

教育基本法第十七条第二項では、その地域の実情に応じた市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

「あたたかな未来を創る　福津の教育」を基本目標とする第２期福津市教育総合計画の実施期間は、平成３１年度から８年間となっており、令和８年度が最終年度となっています。そのため、令和８年度中に新たな教育総合計画（教育振興基本計画）を策定する必要があります。

次期教育総合計画（教育振興基本計画）の策定にあたっては、「誰もが『未来の創り手』として育つまち」を基本理念とする福津市教育大綱（令和８年３月策定）や、国の第４期教育振興基本計画を参酌し、また、令和元年度に策定された福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」との整合も図りながら、学校教育分野に限らず、家庭教育やスポーツ、文化などの社会教育分野も含めて構成したいと考えているところです。

つきましては、新たな福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定にあたり、貴懇話会のご意見、ご提案を賜りたくここに諮問します。

なお、勝手ながら下記の期限をもって答申をいただきますならば幸いです。

記

答申時期　　令和８年１０月３０日まで

（2）答申文

令和８年１０月２８日

福津市教育委員会
　教育長　薄　俊哉　様

福津市教育懇話会
　会長　伊藤　克治

福津市教育振興計画の策定について(答申)(案)

令和８年５月２１日付８福教総第１１５号で諮問があった福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について、下記及び別紙「福津市教育振興計画【案】」のとおり答申いたします。

記

教育基本法第十七条第二項では、その地域の実情に応じた市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

「福津市教育振興計画」（計画期間：令和９年度から令和１２年度）の策定にあたっては、国などの動向を参酌し、また、「誰もが『未来の創り手』として育つまち」を基本理念とする福津市教育大綱と連動して、本計画の基本目標を「みんなで未来を創る　福津の学び　～共創・共育・郷生～」と定めました。

「みんなで未来を創る　福津の学び」とは、子どもから大人まで、市民一人ひとりが主体的に学び、その学びを人や地域とのつながりの中で深め、次の世代へと引き継ぎながら、誰もが未来の創り手として活躍することを目指すものです。

福津市には、豊かな自然や歴史・文化、産業、人々の知恵やつながりなど、多様な「宝」があります。これらの地域資源を学校・家庭・地域の学びの中で生かし、市民一人ひとりが学び続け、そこで得たものを地域に還元しながら、未来の福津市を共に創ってほしいと考えています。

福津市教育振興計画　（第３期計画）

発　行　　福津市教育委員会　／　令和９年（2027 年）３月
編　集　　福津市教育委員会　教育部　教育総務課

〒811-3293 福岡県福津市中央１丁目 1-1
ＴＥＬ　：　０９４０-６２-５０９２
ＦＡＸ　：　０９４０-４３-９００４
E-mail　：　kyoiku@city.fukutsu.lg.jp